

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------|
| 17 | 生活保護に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。 佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ③保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ④保護申請者及び被保護者等についての資産、収入等に係る調査。 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携。 ⑥医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理。 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認。 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等。 ⑨就労自立給付金の支給。 ⑩進学・就職準備金の支給。 |
| ③システムの名称 | 生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、レセプト管理システム、住登外宛名番号管理機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・佐伯市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・佐伯市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42、43、161、162の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉保健部 社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |

| | |
|--|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 佐伯市福祉保健部社会福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3973 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 複数人で確認しながら作業を実施。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し研修を実施し、情報漏えいのリスク等について啓発をしている。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-------------------------------|
| 平成29年5月31日 | ⑤評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 課長 川野 登志郎 | 課長 淡居 宗則 | 事後 | 人事異動のため |
| 平成30年6月13日 | ⑤評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 淡居 宗則 | 社会福祉課長 | 事後 | 評価書の様式変更によるもの |
| 令和1年5月31日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号及び別表第二第9,13,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116項 | ・番号法第19条第7号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119項 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年7月31日 時点 | 令和元年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年7月31日 時点 | 令和元年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 | | | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和2年5月31日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119項 | ・番号法第19条第7号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第26項 | 事後 | |
| 令和2年5月31日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和元年5月31日 時点 | 令和2年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月31日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和元年5月31日 時点 | 令和2年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月18日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日 時点 | 令和3年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第26項 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第26項 | 事前 | 令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正 |
| 令和4年6月6日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日 時点 | 令和4年4月30日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月6日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日 時点 | 令和4年4月30日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月6日 | IVリスク対策 8. 監査 実施の有無 | [○]自己点検[○]内部監査[]外部監査 | [○]自己点検[]内部監査[]外部監査 | 事後 | |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②それぞれの世帯状況に応じた、各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給。 ③医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ④支払基金からの医療請求内容の確認。 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認。 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ⑦定期的に保護受給者に関して、各医療機関への要否判定・就労可否および金融機関への預貯金等の調査。 | 佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ③保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ④保護申請者及び被保護者等についての資産、収入等に係る調査。 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携。 ⑥医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理。 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認。 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等。 ⑨就労自立給付金の支給。 ⑩進学・就職準備金の支給。 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。 |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | WebRings、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ | 生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、レセプト管理システム | 事後 | 評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。 |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条及び別表第一第15項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 | ・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 | 事後 | 番号法の改正による修正 |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法律上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第26項 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,167,168,169,170,171,172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42,43,161,162の項 | 事後 | 番号法の改正による修正 |
| 令和7年11月17日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年4月30日 時点 | 令和7年1月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和7年11月17日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月30日 時点 | 令和7年1月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和7年11月17日 | IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | 新設 | [十分である] | 事後 | 重要な変更にあたらぬ。(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-------------------------------|
| 令和7年1月17日 | IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠) | 新設 | 複数人で確認しながら作業を実施。 | 事後 | 重要な変更当たらない。(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年1月17日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無 | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。 |
| 令和7年1月17日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | 新設 | 9) 従業者に対する教育・啓発 | 事後 | 重要な変更当たらない。(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年1月17日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 | 新設 | [十分である] | 事後 | 重要な変更当たらない。(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年1月17日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 (判断の根拠) | 新設 | 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し研修を実施し、情報漏えいのリスク等について啓発をしている。 | 事後 | 重要な変更当たらない。(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称 | 生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等、統合専用端末、レセプト管理システム | 生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等、統合専用端末、レセプト管理システム、住登外宛番号管理機能 | 事前 | 基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加 |
| 令和7年12月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和7年12月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和8年3月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | 佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ③保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ④保護申請者及び被保護者等についての資産、収入等に係る調査。 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携。 ⑥医療保険者等向け中間サーバ等における資格確認履歴の管理。 ⑦医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認。 ⑧医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等。 ⑨就労自立給付金の支給。 ⑩進学・就職準備金の支給。 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。 佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ③保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ④保護申請者及び被保護者等についての資産、収入等に係る調査。 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携。 ⑥医療保険者等向け中間サーバ等における資格確認履歴の管理。 ⑦医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認。 ⑧医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等。 ⑨就労自立給付金の支給。 ⑩進学・就職準備金の支給。 | 事後 | |
| 令和8年3月17日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 | ・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・佐伯市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 | 事後 | |
| 令和8年3月17日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携 ②法律上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42、43、161、162の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・佐伯市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42、43、161、162の項 | 事後 | |